

2015年9月25日

参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」

委員長 鴻池祥肇 様

安保関連法案の採決不存在の確認と法案審議の続行を求める申し入れ

市民有志

参議院に設置された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」（以下「特別委」）は、2015年9月17日、同特別委に審議を付託された安保関連法案等計5件の採決を行い、いずれも賛成多数で可決されたと言われていています。

しかし、採決が行われたとされる同日16時30分頃の委員会室の様態を参議院のインターネット中継やテレビの中継・録画で視る限り、鴻池委員長席の周囲は与野党議員によって何重にも取り囲まれ、委員長の議事進行の声を委員が聴き取れる状況になかったことは一目瞭然です。また、委員長も動議提出の声を聴き取り、各委員の起立を確認できる状況になかったことは明らかです。

参議院規則の「議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する」（第136条）、「議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、その可否の結果を宣告する」（第137条）との定めは、当然のこととして委員会審議については「議長」を「委員長」と読み替えて理解すべきで、一連の事実と状況に照らせば、上記5件の「採決」なるものは、表決の要件を充たしていないことが明らかです。

なお、同規則49条は、委員会審議に関して136条と同様の定めをし、参議院委員会先例録第2章第9節・155には、「採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とする」との表題で、「委員会における採決は、挙手又は起立の方法によるのを例とするが、異議の有無を諮ってこれを行った例も多い。挙手又は起立により採決するとき、委員長は、問題を可とする者を挙手又は起立させ、挙手又は起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。なお、記名投票によった…例もある」とされています。いずれにせよ、今回の「採決」なるものが表決の要件を充たしていないことは明らかです。

国会での審議が進めば進むほど違憲の疑いが深まった安保関連法案を参議院規則まで踏み込み、締め括りの質疑も省いて、「採決」なるものを強行したことは憲政史上、稀にみる暴挙です。

以上から、私たちは貴職に対し、次のことを申し入れます。

1. 私たちは5件の「採決」と称されるものは、すべて採決の要件を充たさず、採決は不存在であると考えます。貴職がこうした私たちの見解を受け入れないのであれば、参議院規則にもとづいて反証されるよう、求めます。
2. 「採決」が存在しない以上、安保関連法案の審議は未了です。よって、改めて所定の手続きを取り、法案の審議を再開されるよう求めます。